

# 食品ロスの現状等

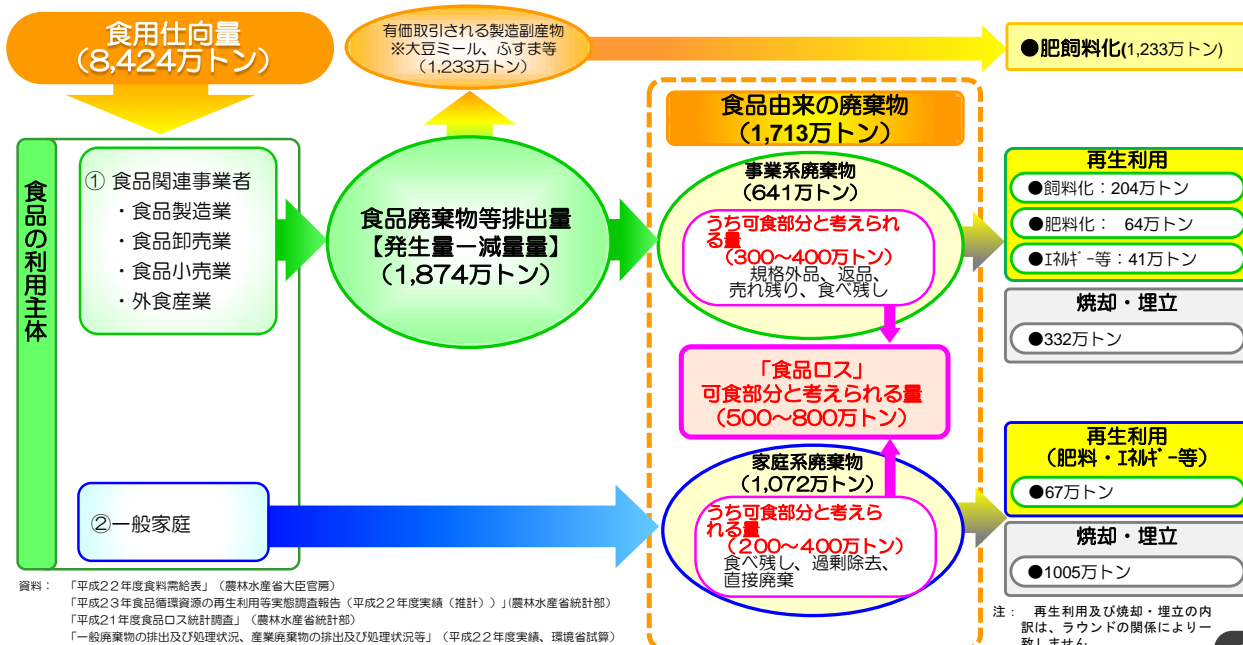
平成25年 8月

農林水産省

食 料 産 業 局  
バイオマス循環資源課  
食品産業環境対策室

## ● 日本のもったいない事情

○ 日本では、年間約1,700万トンの食品廃棄物が排出。このうち、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」は、年間約500～800万トン含まれると推計。（平成22年度推計）



資料：「平成22年度食料需給表」（農林水産省大臣官庁）  
「平成23年度食品循環資源の再生利用等実態調査報告（平成22年度実績（推計）」（農林水産省統計部）  
「平成21年度食品ロス統計調査」（農林水産省統計部）  
「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況等」（平成22年度実績、環境省試算）  
を基に食料産業局において試算の上、作成

## (参考) 日本の食品ロスの大さ

- 日本の食品ロス（年間約500～800万トン）は、世界全体の食料援助量の約2倍。
- 日本のコメ生産量に匹敵し、日本がODA援助しているナミビア、リベリア、コンゴ民主共和国3カ国分の食料の国内仕向量に相当。

規格外品、期限切れ等により  
手つかずのまま廃棄される食品



日本の  
「食品ロス」  
(500～  
800万トン)

事業系

うち可食部分と考  
えられる量 (300～  
400万トン)

規格外品、返品、  
売れ残り、食べ残し

家庭系

うち可食部分と考  
えられる量 (200～  
400万トン)

食べ残し、過剰除  
去、直接廃棄



世界全体の  
食料援助量(2011)  
約400万トン

日本のコメ収穫量  
(2012)  
約850万トン



ナミビア、リベリア、コンゴ  
民主共和国3カ国分の国  
内仕向量(2009)  
約600万トン

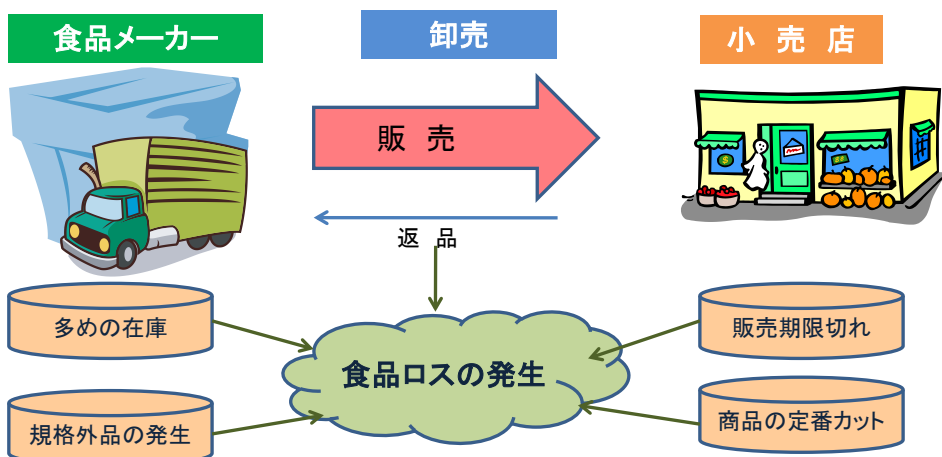
資料：WFP, FAOSTAT "Food balance sheets"(2009)  
平成24年産作物統計(普通作物・飼料作物・芸農作物)

2

## ●食品メーカー、卸・小売店での食品ロス

- 新商品販売や規格変更に合わせて店頭から撤去された食品（定番カット食品）
- 欠品を防止するために保有するうち、期限切れなどで販売できなくなった在庫
- 定番カット食品や販売期限切れ食品等の慣行的な返品
- 製造過程での印刷ミス、流通過程での汚損・破損などの規格外品

(注) 販売期限：小売店が商品管理の必要性から独自に設定する、店頭で商品を販売する期限のこと

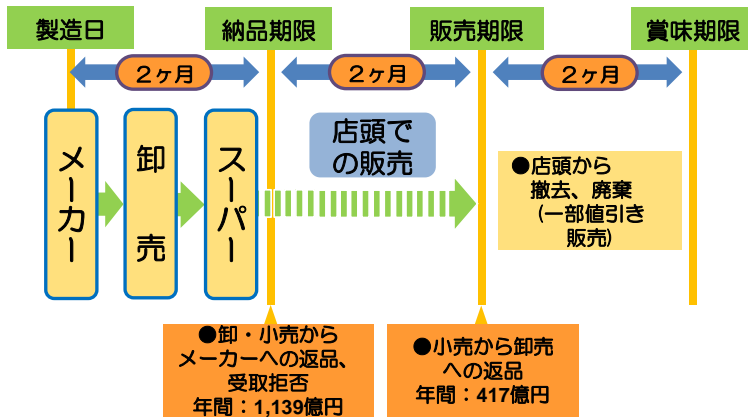


3

## ● 食品メーカー、卸・小売店における商慣習

- 小売店などが設定するメーカーからの納品期限及び店頭での販売期限は、製造日から賞味期限までの期間を概ね3等分して商慣習として設定される場合が多く（いわゆる3分の1ルール）、食品ロス発生のひとつの要因とされ、フードチェーン全体での取組が必要。

### いわゆる3分の1ルールによる期限設定の概念図 (賞味期限6ヶ月の場合)



資料：「加工食品・日用雑貨業界全体の返品額推計(2010年度)」(財)流通経済研究所

### ● 欧米の納品期限

国	納品期限 (賞味期限ベース)
アメリカ	1/2残し
英国	1/4残し
フランス	1/3残し
イタリア	1/3残し
ベルギー	1/3残し
(参考)日本	2/3残しが平均

4

## ● 食品ロス削減のためのフードチェーン全体の取組

- 過剰在庫や返品等によって発生する食品ロス等は、個別企業等の取組では解決が難しくフードチェーン全体で解決していくことが必要。このため食品業界において、製造業・卸売業・小売業の話し合いの場である「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置するとともに、その取組を支援。

### 食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム（18名）

- 【目的】食品ロス削減のための商慣習について検討  
 【構成】食品製造業、食品卸売業及び食品小売業の企業、学識経験者  
 【事務局】流通経済研究所（農林水産省補助事業）

#### 【参加企業】

■食品製造業（9社）	■食品卸売業（3社）
・味の素(株) (風味調味料協議会)	・国分(株) (日本加工食品卸協会)
・江崎グリコ(株) (全日本菓子協会)	・三菱食品(株) (日本加工食品卸協会)
・キッコーマン食品(株) (日本醤油協会)	・(株)山星屋 (全国菓子卸商業組合連合会)
・コカ・コーラカスタマーマーケティング(株) (全国清涼飲料工業会)	
・サントリー食品インターナショナル(株) (全国清涼飲料工業会)	■食品小売業（4社）
・日清食品(株) (日本即席食品工業協会)	・イオンリテール(株) (日本チェーンストア協会)
・ハウス食品(株) (全日本カレー工業協同組合)	・(株)イトーヨーカ堂 (日本チェーンストア協会)
・(株)マルハニチロ食品 (日本缶詰協会)	・(株)東急ストア (日本スーパーマーケット協会)
・雪印メグミルク(株) (日本乳業協会)	・(株)ファミリーマート (日本フランチャイズチェーン協会)

#### 検討経緯

(平成24年)  
 10月3日 第1回WT開催  
 11月2日 第2回WT開催

(平成25年)  
 1月18日 第3回WT開催  
 2月22日 第4回WT開催  
 3月5日 中間とりまとめ公表

#### <今年度の取組内容>

食品ロス削減のための商慣習を検討するため、アンケート調査やヒアリング調査を実施して業界の実態把握を行い、認識の共有を図り、商慣習見直しに向けて中間とりまとめ。

5

●食品ロス削減のための商慣習検討WTの中間とりまとめ【H25.3.5公表概要】

1. 基本的考え方

現在、食品の流通現場で食品ロス発生の原因となりうる返品等の商慣習が存在するが、食品ロス削減という観点からは可能な限りこれを見直し、経済的ロスを経済成長につなげていく必要がある。製・配・販各社の壁を越えつつ、消費者の理解を得ながら、優先順位をつけた取組を進めていくことが必要である。

平成24年度のワーキングチームの活動として次の事項を決定し、平成25年度以降も順次取組を進めるとともに、業界団体の協力を得て、業界団体の会員企業に取組の輪を広げ、食品業界全体に普及推進していく。

2. 取組の内容

- (1) 卸売業・小売業の多くで取引条件として設定されている納品期限の見直し・再検討に向けたパイロットプロジェクトの実施（納品期限を1/3から1/2にして効果実証）
- (2) 賞味期限の見直し
- (3) 表示方法の見直し
- (4) 食品ロス削減に関する消費者理解の促進
- (5) その他の食品ロス削減に向けた取組

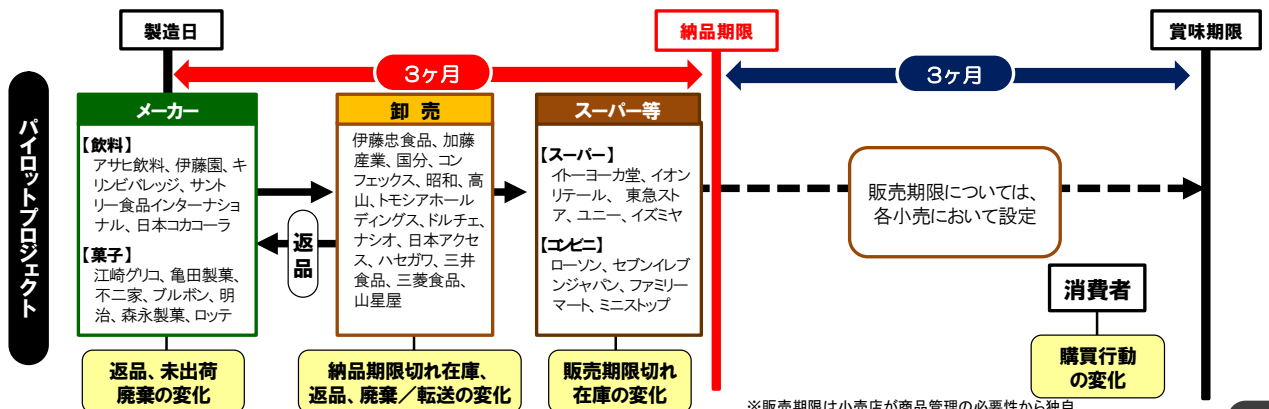
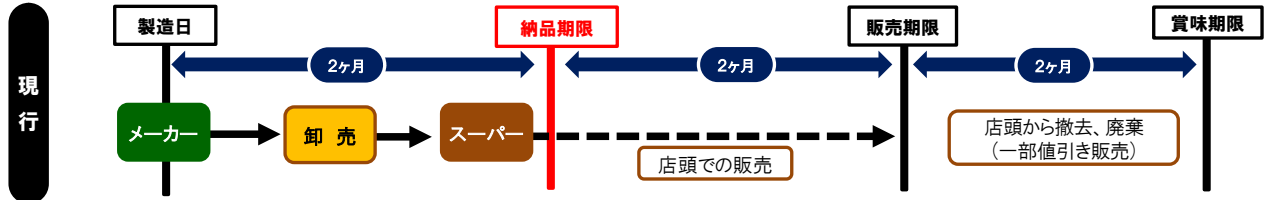
3. 推進体制

関係省庁（内閣府、消費者庁、農林水産省、経済産業省、環境省）と連携を図るとともに、共通課題の解決のため組織された民間企業の取組（製・配・販連携協議会、国民生活産業・消費者団体連合会、日本TCGF）とも連携して、ワーキングチームの取組との相乗効果を目指す。

●納品期限見直しパイロットプロジェクトの実施について【H25.7.12公表概要】

○「食品ロス削減のための商慣習検討WT」の中間とりまとめに基づき、本年8月中旬（予定）から半年程度、特定の地域で飲料・菓子の一部品目の店舗への納品期限を現行より緩和（賞味期限の1/3→1/2以上）し、それに伴う返品や食品ロス削減量を効果測定。

（賞味期限6ヶ月の場合）



※販売期限は小売店が商品管理の必要性から独自に設定する店頭で商品を販売する期限のこと。

## ● 食品リサイクル法の概要

(平成12年法律第116号〔平成19年12月改正法施行後の内容〕)

### ○趣 旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、①発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、②資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収するため、食品関連事業者による再生利用等の取組を促進する。

### ○主務大臣による基本方針の策定

- 再生利用等の促進の基本的方向
- 再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

【我が国全体での業種別の再生利用等実施率目標】

食品製造業 (85%)    食品卸売業 (70%)    食品小売業 (45%)    外食産業 (40%)

### ○関係者の責務

食品関連事業者 (製造、流通、外食等)

消費者等

国・地方公共団体

発生抑制、減量、再生利用等

発生抑制、再生利用製品の使用

再生利用の促進、施策実施

### ○再生利用等の促進

- 主務大臣による判断基準の提示 (省令)
  - ・ 再生利用等を行うに当たっての基準    ・ 個々の事業者毎の取組目標の設定    ・ 発生抑制の目標設定 等
- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務 (発生量が年間100トン以上の者)
- 事業者の再生利用等の円滑化
  - ・ 「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
  - ・ 「再生利用事業計画認定制度」による優良事例 (食品リサイクル・ループ) の形成

### ○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言

・ 前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金 (取組が著しく不十分な場合)



環境負荷の低減及び資源の有効利用の促進

8

## ● 食品リサイクル法見直しの今後の予定

3月28日 第1回合同会合 (施行状況について)

4月26日 第2回合同会合 (関係者からのヒアリング①)

5月10日 第3回合同会合 (関係者からのヒアリング②)

5月17日 第4回合同会合 (関係者からのヒアリング③)

5月27日 第5回合同会合 (関係者からのヒアリング④)

6月14日 第6回合同会合 (論点整理 (フリートーキング))

7月31日 第7回合同会合 (論点整理)

9